

# 平成14年第17回教育委員会記録

平成14年10月23日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時	平成14年10月23日(水)午後1時33分～午後2時45分			
場 所	教育委員会室			
出席委員	委員長	丸 田 頼 一	委員長	宮 坂 公 夫
			職務代理者	安 本 ゆ み
	委員	大 藏 雄之助	委員	
	教育長	與 川 幸 男		
欠席委員	(なし)			
出席説明員	事務局次長	松 本 義 勝	庶務課長	佐 藤 博 継
	学校運営課長	佐 野 宗 昭	学務課長	森 仁 司
	施設課長	小 林 陽 一	指導室長	工 藤 豊 太
	社会教育 スポーツ課長	武 笠 茂	中央図書館長	木 下 亮 子
	社会教育 センター所長	伊 藤 俊 雄	中央図書館 次 長	杉 田 治
事務局職員	庶務係長	小 今 井 七 洋	法規担当係長	能 任 敏 幸
	担当書記	野 澤 雅 己		

傍聴者数 8 名

### 会議に付した事件

#### 議案

議案第63号 杉並区教育委員会職員服務監察の基本方針について

議案第64号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する  
規則

議案第65号 第11期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

#### 陳情

14 陳情第1号 「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情

#### 報告

- (1) アクションプランの進捗状況について
- (2) 杉並区学校文書管理要綱の一部改正について
- (3) 学校希望制度の申請状況(平成15年度入学予定者)

- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 杉並区中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会開催概要
- (6) 杉並区立中央図書館及び宮前図書館の臨時休館について

**委員長** ただいまから平成 14 年第 17 回杉並区教育委員会を開催させていただきます。皆様方、お忙しいところをありがとうございます。

本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり議案が 3 件、陳情審査が 1 件、報告事項が 6 件となっております。

それでは順次、議案の審議に入らせていただきます。まず日程第 1、議案第 63 号「杉並区教育委員会職員服務監察の基本方針について」を上程して、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは私から議案第 63 号「杉並区教育委員会職員服務監察の基本方針について」をご説明します。参考資料ということで 2 枚目に付いているかと思いますが、昨年杉並区教育委員会の職員服務監察規程というものを定めました。この中の第 7 条第 1 項ということで、参考資料のほうを見ていただきたいと思います。この中で基本方針の策定は、策定者、主任監察員が策定し、教育委員会が決定するということになっています。内容として服務監察の基本計画等、基本的な事項を策定するというようになっておまして、この主任監察員が基本方針を策定いたしましたので、教育委員会で今日審議していただくというところです。

改めて服務監察目的を、基本方針の中で出しております。ちょっと読み上げます。「職員は、区民の負託に応えるため、服務規律を遵守し、職務を誠実かつ公正に執行しなければならない。職員の非行や事故を未然に予防し、良好な職域環境を保全するとともに、全体の奉仕者として、区民に信頼される教育及び教育行政の実現を図るため、杉並区教育委員会職員服務監察規程に基づき、服務監察を実施する。」ということを出しています。

2 に服務監察の実施内容ということで、3 点ほど掲げています。1 つが定期監察で行う予防監察。それから、随時監察で行う予防監察。それから事故監察ということで、「職員の服務規律違反、又はその疑いがある行為について、発生の都度、監察を実施する。」ということを出しています。この基本方針を了承していただきますと、予防監察の実施計画というものを作って、毎年監察をしていくということで考えています。簡単ですが以上です。

**委員長** ただいまの説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**大藏委員** もう去年、規程を作ったのですから、当然こういう細かいのが要るのでしょうかけれども、どうして今日まで作らなかったのか、ちょっとそちらのほうが不思議ですね。一緒にできたらよかったのですけれど。

**庶務課長** 最初に規程を作ったということなのですが、実は区長部局のほうもこれらをやっているのですが、そちらのほうとも調整をしていたということもあって、時間がかかってしまったと、

そういった理由です。

**委員長** 他にございませんか。では、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第 63 号については原案どおり採択させていただくことにします。

続きまして日程第 2、議案第 64 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。同じく庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 議案第 64 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。この規則は講師の年次有給休暇の日数を変えるということで出すものでして、労働基準法の施行規則の一部を改正する省令というものが出されまして、その中でこれまで 7 日の年次休暇であったものを 8 日にするという改正がございました。それに伴っての改正ということです。

現実に杉並区の中では非常勤講師ということで、現在小学校に 3 人、健康学園に 2 人、幼稚園に 1 人ということで、6 名の講師がおりますので、そうした人たちが対象になるということです。付則で交付の日から施行するという出しています。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いします。法律の施行規則の改正ということで、事務的に示されたわけなのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、異議がありませんので、議案第 64 号については原案どおり採択と決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして日程第 3、議案第 65 号「第 11 期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」です。中央図書館の次長から議案の説明をお願いします。

**中央図書館次長** それでは私のほうから、議案第 65 号「第 11 期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」、説明させていただきます。まず提案理由なのですが、任期満了に伴いまして、新たに委嘱する必要があるということです。

3 枚目の図書館協議会委員の名簿をご覧くださいと思います。学校の代表が 2 名、社会教育団体の代表が 2 名、社会教育委員代表が 1 名、学識経験者が 3 名という構成になっています。この中で新規の方は、上から 4 番目の社会教育団体代表、杉並女性団体連絡会の代表でいらっしゃいます原民子さん、下から 2 人目の学識経験者の写真家・写真絵本作家であります星川ひろ子さん、この 2 名の方が新規です。あとの方は前期に引き続き留任ということになります。履歴書その他、この後ろのほうに添付していますので、参考に見ていただけたらと思います。以上です。

**委員長** ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

任期は何年ですか。

**中央図書館次長** 図書館条例の中で2年と定められています。

**宮坂委員** 履歴書を見ますと、学歴だけのものと、職歴と学歴の両方入っているものと、まちまちになっているのですが、これは特に統一はされていないのですか。

**中央図書館次長** 基本的には職歴ということになっています。ただ、ご本人が学歴も書いてきていただいている、というように理解しています。

**委員長** 他にございませんか。特に異論がないようでしたら、採択ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、議案第65号については原案どおり採択と決定させていただきます。

以上で議案審査は終了させていただきました。

次に日程第4、陳情第1号「義務教育費国庫負担法」の改正反対に関する陳情を上程させていただきます。陳情書には陳情の趣旨が記載されておりますが、庶務課長のほうから補足して説明することがあれば、お願いします。

**庶務課長** 私のほうからは、陳情審議がより十分に行われるため、今日は参考資料というものを配付しています。最近の地方分権推進会議、あるいは財政制度審議会、そういったところで、どういった議論がなされているかというものを、まとめたものでございます。

タイトルとして、「国と地方の事務事業の見直しに関する諸課題」ということでまとめていますが、最初に「平成14年度予算の編成等に対する建議」ということがございますが、これは財政制度審議会がこの建議書を出したわけですけれども、その中で「義務教育費国庫負担制度における費用負担の在り方について、見直しを行っていく必要がある。」というような建議を行いました。

中身として3点入っております、「初等中等教育に対する国の関与」ということで、より身近な行政現場への裁量権の委譲。そういったことなどを3点ほど、具体的には出しています。

その次の「中間論点整理」と書いていますが、これは地方分権改革推進会議の中間論点整理というものでして、この中でも何点か出しています。「栄養職員、事務職員の配置の義務づけ」ということで、1つの論点整理。それからもう1つが、これはまた別の機会に出されたものですが、「義務教育国庫負担制度見直し」ということで、これらについてはただちに検討措置するものと、今後検討すべきものと、それから将来的な検討課題ということ、まとめられていまして、負担対象経費の見直しについてはただちに検討措置するものと。それから、客観的指標に基づく定額化・交付金化についてもただちに検討措置するものと。それから将来的な検討課題として、義務教育費国庫負担制度の一般財源化というものが出されています。

その次に「県費負担教職員制度の見直し」ということで、都道府県と政令市の県費負担制度の見直しというものが、ただちに検討措置するものという項目の中に入っています。それから「必置規制的なものの全般的・経常的な検証と見直し」ということですが、これらについてもただちにということでも2点出されております。組織や人事に関する国の義務付けの全般的、経常の見直しと、学校栄養職員・事務職員に関する国の関与の見直しというものが出されています。

総務省での対応ということで、これは片山総務大臣の試案ということで出されているのですが、この片山大臣のほうからは、国庫補助・負担金の地方税への振替えを先行実施するというところで、5兆5,000億円程度の税源委譲というものがここで出されております。この中で、いわゆる経常経費に関わる国庫負担金からということで、約3.2兆円を、これがいわゆる義務教育費の国庫負担金分ということなのですが、その分を捻出するというようなことが出されてあります。

基本的な考え方としては、この税源委譲の考え方ということで3つ出されています。地方歳出に対する「国の関与の廃止・縮小」ということと、「地方税中心の歳入体系の構築」、「受益と負担の明確化」、この考え方の中で税源委譲というものが出されています。

これに対して経済財政諮問会議で、遠山臨時委員ということで、文科省の大臣ですが、提出した資料がございます。それが、ここに簡単に書いてあるものですがけれども、文科省としては5,000億円の削減というのを考えていきたいということで、共済長期給付、児童手当、退職手当といったところの5,000億円削減というものを文科省のほうで出しているということです。

その他、文科省で出しているのでは、負担対象経費を見直して、負担額を縮減していこうということで、平成15年度から18年度までに数千億円の縮減を目指していくということが1点出されています。それからもう1つが、都道府県に教員給与の自主決定権限を付与すべきだということで、いわゆる現在の国立学校を準拠としたものを平成16年度に廃止して、各都道府県が自主的に決定できるよう制度改革をすべきだ、というのを出しています。それから3つ目に、教職員定数の在り方の弾力化ということで、これは政令指定都市と市町村とあるわけですが、市町村だけのほうを言いますと、新たに市町村費によって都道府県の定めるケースを越えて教職員を配置できるようにすると、こういったところが文科省側からの提案ということで、現在議論をされているという状況です。

この参考資料の裏面ですが、新聞記事を掲載いたしました。「義務教育費国庫負担廃止5,000億円」ということで、これらも参考にさせていただけたらと思います。私からは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**大蔵委員** 地方自治強化のために、こういう予算を私は地方に持ってくるべきだと思いますけれども、なかなかそれが右から左にはいかないようですから、最初はこの片山さんの5兆5,000億円

も、ずっと縮んでいるようですけれども、しかしやはりゆくゆくはそういう人とお金がなければ何もできませんので、そういうものを持ってくると。しかし、それには当然いままでの国庫負担に応じるような形のお金がついてこなければできないことですから、それを含めて実現するのがいちばんいいと思います。

**教育長** 一連の小泉改革の流れに沿っての改革であろう、というように理解をしつつ、一方で地方分権の強化ということも我々にとっては急務の課題だと思っております。ただ、分権という名のもとに、国からの税源委譲も国庫負担も、いい機会だから手を引いてしまおうということだと、地方自治体の分権というのは財政の裏打ちが必要ですので、そういう意味では腰砕けになってしまいます。したがって、地方自治体としての改革には税源の裏打ち、あるいは国庫負担の裏打ちも必要だと。同時に自主権もほしいということで、なかなかつらいところにいま置かれているのかなと思います。卑近な例でいえば、いま東京都と区は義務教育の教員の給与の負担法がございまして、言うところの県費職員が区に配属されるというのが教職員の実態なわけです。そういう意味では、そういう裏付けがあるものですから、杉並区という地方自治体が人事権を事実上駆使できない、都に依存せざるを得ないという、なかなか相矛盾したといいますが、現行国庫負担で結構なように見えますけれども、事実上人事権が発揮できないというようなこともございます。なかなかこの辺は微妙なところがあるのですが、そういった基本的な地方分権と財政自主権を裏付けられることが前提になりながら、一方で教員の人事も含めた分権、教育に関する自治権が発揮できるような仕組みが、もっと検討されてしかるべきかと思っております。

そういう意味では、今回出された「義務教育国庫負担法」の改正反対に関する陳情ということで、例年これはほぼ同じような形で出されているのですが、従来型の国庫負担法をただ堅持せよということだけでは、やはり時代の要請には答えていけないのかなと。そういう意味では財政的な裏打ちを求めつつも、一方で財政の枠組みを変えていくことによって、分権の効果を果たしていくということも必要だと思っております。あまり頑なに国庫負担法だけを堅持せよと、改正に反対しろということだけではすまないのかなと、いま説明を聞きながらもそういう印象は受けておりません。

そういう意味では、いま申し上げましたような流れの中で、政府や関係省庁に求めていくことは必要だと思いますけれども、絶対にこの改正は反対なのだということだけで、単純に考えていいのかなという意味では、これをただちに採択というよりも、むしろこういう流れを維持しつつも、分権といいますか、地方自治体としての自治権を拡充していくという意味では、趣旨的にはこういうことが理解できるな、というのが私の印象なのですけれどもね。

委員の方、またご意見があれば伺いたいと思っております。

**大蔵委員** この陳情書の中に義務教育国庫負担制度、後ろから2番目のところですけども、「教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で」と書いてありますが、実際にはこの間大阪の箕面という所に行って、1人当たりの教育予算を聞きますと、杉並区の子ども1人当たりの2倍くらいのものを持っているのです。これはもちろん義務教育国庫負担だけではなくて、地方財政の還付金などいろいろなものがありますから、一律には言えませんが、しかし本当はいまのような制度を守っていると、実は国民の子弟の平等はむしろ守られていない面だってあるのです。だから、いまやはり基本的に見直しながら、しかし国がいままで国庫負担で使っていた金額は当然教育予算に回すべきですから、その配分は考えるべきだと。その意味では、いまの教育長のお話のように趣旨を、いままでどおりということではなくて、その趣旨が生きるような仕方をしたいですね。

**宮坂委員** 私も基本的には、教育長がおっしゃったのと同じですけども、趣旨はわかりますが、そのとおりなのですが、それだけのために全部国庫負担法をそのまま従来どおりであると、他に影響してくるのではないかと私は心配です。趣旨はわかりますが。

**委員長** では皆さん方、大体この趣旨に関しては賛成ということですので、趣旨採択という形をとらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、14陳情第1号は趣旨採択ということにいたします。

では、次に日程第5、報告事項の聴取に入らせていただきます。先ほど申しましたように6件ございまして、まず「アクションプランの進捗状況について」ということです。2点目「杉並区学校文書管理要綱の一部改正について」と、2件庶務課長ですので、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは2点ですが、最初にアクションプランの主な進捗状況ということで、各課で取り組んでいるものの状況を、現在の状況ということでまとめてございます。それぞれアクションプランの中では103項目あるわけですけども、すべてを網羅はしておりませんで、その中の主な項目について拾い出して整理しました。個々の説明というよりも、見ていただければいいのかな、というように思いますので、資料を後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それから2番目は、これは資料がございませんが、杉並区学校文書管理要綱ということで、要綱の一部改正を行いました。中身はどういったものかといいますと、今年の8月に、各学校にパソコンが配置されましたので、電子メールを各学校でも利用できるようになったと。それに伴いまして、いわゆる電子メール等を使用できるような要綱を改正しなければいけないということで、改正をしたものです。それが1点です。それからもう1点ですが、各学校にはパソコンが現在1台ということで配置されております。全部文章の関係を、その1台のパソコンを通

じてやるということになってきますと、実際に電子メールをすべて受授するというのは非常に困難だということなところから、当面この文書の取り扱いというものを若干規制していかざるを得ないだろうというように考えております。

電子メールの対象文書ということでは、いわゆる簡易な文書について電子メールで使っていこうということで考えています。令達ですとか、命令ですとか、承認等、そういった文書の類。それから、メールを開いて膨大になるようなもの。例えば要綱、要領、手引き、そういったものについては、学校のほうには電子メールの対象外文書ということで考えていこうと。これは困難さということと、学校にある端末から打ち出す印刷機の関係もあるのですが、学校にあるのは高速度の印刷機ではないというようなこともありますので、むしろ文書でやっていったほうが、より効果的ということで考えております。

それからもう1点ですが、この間、私ども区長部局に対して、こうした考え方でメールをやっていくということで話をしているのですが、各所管から直接学校にメールで送られてしまうということがございまして、どういった情報が学校に流されているかわかりにくいということもあります。そういったところで、区長部局から学校に電子メールを送るときには、教育委員会を経由するというので、庶務課を経由してやっていくということも区長部局のほうに話をしているしております。

今後の予定ですが、まだ確定はしておりませんが、今後各学校のパソコンを増やしていこうというように考えていますので、各学校のパソコンが増えるという、そういった中で対象文書の範囲も拡大していきたいと考えております。私からは以上です。

**委員長** では、最初にアクションプランのことについて何かご質問等がございましたらお願いします。

**宮坂委員** アクションプランの主な進捗状況、4番の「民間講師による授業の実施」。この予定されている4校は、校名はわかりますか。

**指導室長** それでは申し上げます。和田中学校、高南中学校、神明中学校、天沼中学校、以上の4校です。

**大蔵委員** 2番目の「教科に応じた教員加配」。小学校23人中23人で、どうして46人になるのですか。

**庶務課長** 小学校23人、中学校23人です。すみません、1マス空けていなかったものからです。

**安本委員** 学校のホームページが100パーセントで立ち上がっているということなのですから、最初は区のホームページがいっぱいあるようなお話だったのですが、そうではないみたいなのですから、いまはもう全部できましたか。

**教育長** 区のホームページを開いて、区の案内というところをクリックすると、ポイントマップという欄が出てきます。そこをクリックしますと、学校がずらっと。学校だけではなくて、施設が全部ずらっと出てくるのですが、それに気づかないとけっこう苦労するんですよ。

**安本委員** ある学校から「アドレスが決まりました」といただいたんですね。「まだ出来ないから、これで見てください」といただいたのがつい2週間くらい前だったので、まだそちらから引っ張れないのかなと思って。

**庶務課長** 小中学校というところ、学校というところをクリックすると、学校名がずらっと出てきますので、その左側に「クリックしてください」ということが書いていないのです。HPと入っていますので、そこを押すとリンクしていきます。

**安本委員** わかりました。

**教育長** まだまだ温度差がありまして、これからですね。私はできたら教職員がもっと見えるようなホームページであってほしいなと思って、願っているのですがね。

**安本委員** いくつか見たけれども、割合そういう感じで。

**教育長** 淡泊なんですよ、まだ。

**安本委員** まだ慣れていらっしゃらない。

**教育長** それも1つありますね。

**安本委員** もう少し楽しんでお作りになればと思います。

**教育長** そうですね。

**委員長** 1についてはよろしいですか。また読んでいただいて、後ほどご質問等が出たらと思います。

**大藏委員** 先ほどのところですが、もう1つ。そうすると、その平成14年度目標34人というのは、46人というのは34人を超えているということですか。小中学校を合わせて34人の目標だったということですか。

**教育長** そのように読めますよね。

**委員長** では、よろしいですか。2番目の杉並区学校文書管理要綱の一部改正について、ご質問がございましたらお願いします。

**教育長** だんだんパソコンが普及してきますと、もう文書という言葉が限りなく死語に近づいていく可能性もありますね。我々はまだペーパーに依存していますけれども。

ただ心配なのは、子どもたちがあまりそちらに傾斜しすぎてしまって、ペーパーに書かれた文字を読まなくなるというのがいちばん困るわけで、その辺は同時進行で、どちらも大事なのでね。私もすごく課題意識を持っています。

**委員長** ありがとうございます。

では次に、報告事項の3番目に入ります。「学校希望制度の申請状況(平成15年度入学予定者)」。これは学務課長からお願いします。

**学務課長** お手元に資料をお配りしました。平成15年度の新1年生を対象に、制度導入から2回目になりますけれども、学校希望制度を、去る9月13日から10月15日にかけて受付をさせていただきました。対象となるお子様の数ですが、資料記載のとおり小学校は3,127名。昨年が3,183名でしたので、56名ほど減っております。また中学校のほうですが、同じく3,290名。昨年は3,197名で、逆に93名ほど増えております。

今回、15日で受付を締め切り、集計した確定値が資料記載のとおり、小学校が495名、中学校が518名という結果になりました。ちなみに昨年の小学校の希望申請の数は461、中学校のほうは486という状況になっておりまして、小中ともに昨年よりも、小学校は34名、中学校は32名ほど増えておりまして、率で申しますと、今年度が住民基本台帳の人口ベースで申しますと、小学校が15.8%、中学校も15.7%という状況になっておりまして、前年比で小学校が1.3%、中学校が0.5%ということで、微増の結果になったという状況です。

今回、受付を締め切った結果、当初教育委員会で決めました受け入れ人数を超えた学校が、浜田山小学校、高井戸中学校でして、実施要綱に基づき、記載のとおり明日10月24日に公開による抽選を実施する予定です。

なお広報等で11月に入りまして、抽選となった学校についてお知らせする一方、これ以外の学校を希望申請されたお子さんは、希望どおり年明け1月10日前後に就学通知を、希望された学校が指定校という形でお送りする旨、PRする予定です。以上です。

**委員長** では、ご質問等がございましたらお願いします。

**大蔵委員** それ以外の灰色にぬり分けてある所は、桃井第二も40人以上増えるのですね。これは枠の中に納まるのですか。

**学務課長** 当初、過去の入学者数の動向、あるいは指定校変更の状況、あるいは昨年の希望申請の状況、また学校のほうの受け入れ体制の問題などを考慮しまして、一般の区立学校についてはすべて40名という受け入れ枠を設定していたのですが、浜田山と高井戸の2つの学校については、受け入れ人数は30人という形で設定しております。浜田山小学校に次いで、希望申請の多かった桃井第二小学校は出が2名ということで、受け入れ人数、ちょうど40名という範囲の中で納まりましたので、全員希望どおりに対応するということになります。

**大蔵委員** 去年と違った傾向が出ている学校というのは、ありますか。

**学務課長** 全体としては微増傾向ということで、先行の自治体の例などを見ますと、例えばいちば

ん早かった品川区などは、2年目は4%前後伸びている状況がございましたが、それに比較すると杉並区は2年目ですけれども、比較的伸び自体は落ち着いた状況かなというように考えております。そして今回抽選になった2校については、昨年も抽選ということで、やはり昨年同様な傾向が続いているということが言えるかと思えます。

また単学級としては平成14年度杉並第四、若杉小学校がございました。そういった中で希望申請の結果がどうなるかというような点はございます。逆に2年目の数字を見ますと、むしろ教育活動など様々工夫されて、比較的懸念されるような結果にはなっていないとは言えるように思っております。また中学校のほうは、やはり比較的保護者の方が様々な角度で学校についての受け止め方をされているということで。これは、昨年も小学校よりも比較的數字の動きは多く出ているという結果になっているというふうに受け止めております。

**大蔵委員** 小規模校、もともと小さい所はさらに小さくなる傾向があるという心配をなさっているというお話を聞きましたけれど、そういう傾向ですか。

**学務課長** いま申し上げましたとおり今年度単学級のみの学年から成っていました若杉、あるいは杉並第四小学校などを見ますと、例えば杉並第四は出と入りが同じ。あるいは若杉のほうは3、わずか3名というような状況ですので、いわゆる小規模校離れとかという傾向は、少なくとも今年度の結果を見ると、短絡的にそういう形で希望されてはいないということが言えるのではないかと。ただ、やや40人の学級編成の標準に近い、ボーダーの学校と言いますか。その辺はやはり保護者の方がやや敏感になっている傾向はうかがえるような数字になっているかなと思っております。

**委員長** ほかにございせんか。よろしゅうございませうか。

では、経過をお聞きしたということなのですが、もしできましたら来年度から、前年とか口で言われたのですが、それをデータとしてここに出されると、そのほうが見やすいのですけれどね。どの学校が、前年がどうだったと。

**学務課長** 前年と同じような表でいいですか。

**委員長** ええ。統計として大事だと思いますがね。

**学務課長** 次回からそういった形でお示しするようにいたします。

**委員長** では4番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」。それから5番目「杉並区中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会開催概要」について、社会教育スポーツ課長からお願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは初めに、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご報告いたします。9月分の申請件数については62件、定例が34件、新規が28件。共催・後

援の内訳でいいますと、共催が 45 件、後援が 17 件ということになってございます。

それでは新規のものについて説明をさせていただきます。1 ページの 13 ですけれども、さんさんふくし芸術館、第 4 回のチャリティーコンサート民族音楽世界一周。セッション杉並で 12 月 15 日に行われる催しです。これについては、チャリティーコンサートということで、一部の収益金については寄付を考えているということです。入場料については、大人が 3,000 円、障害者、留学生それから就学前の子どもについては、入場料無料ということになってございます。

2 ページ目の 26 から 36 までですけれども、これはそれぞれ土曜日学校の事業に関しての共催分です。今回の承認で 11 件ということになります。なお、2 学期中に土曜日学校をやっていく予定の数については、小学校で 23 校、中学校で 5 校という予定になってございます。

3 ページの 42 から次のページの 57 まで、これについては家庭学級の関係の共催です。家庭学級については、アクションプランにございますように、従来の「家庭教育学級」から「家庭学級」ということになりまして、従来のものと内容を変えていくということで、継続的な学習活動、それから懇談的な内容、それから多くの人に参加できるような体制ということで実施をするものですので、今回「新規」という扱いになってございます。共催等については、以上です。

続きまして、中学校対抗駅伝大会 and ファミリー駅伝大会開催概要についてです。この催しものについては、中学校対抗駅伝については今回行われるもので、3 回目ということになります。中学校対抗駅伝の部については、12 月 15 日の午前中に行うと。それから新たに付け加えましたファミリー駅伝については、午後の部として行うという形に予定をしております。中学校の部ですけれども、昨年とほぼ同様の日程で、選手集合 8 時半、開会式 9 時ということで、競技の終了が 11 時半を予定しております。競技のほうは男子の部が 1 チーム 6 名による駅伝競争、それから女子の部が 1 チーム 5 名による駅伝競争ということです。これについては、3 回以降についての調査を行いまして中学校、区立については今日現在で 21 校の参加、それから私立の中学校については 3 校の参加意向を得てございます。昨年より 1 校少ないという状況です。

それから資料の裏面に、ファミリー駅伝の部についての概要を記載しております。これについては、新しくつけ加えて行うという事業ですけれども、開催日は同じく 12 月 15 日。選手集合を 13 時、開会式を 13 時 30 分、スタートを 14 時という形で行いまして。会場については、中学校対抗駅伝より縮小した都立の和田堀公園の競技場を周回するコースと、それから最後に善福寺川の周りを回っていく周辺コース。これを組み合わせたコースになってございます。参加資格については、区内在住の 6 ~ 15 歳の小中学生と保護者を含めます 4 名で 1 チームを編成ということで、募集をしたいと考えてございます。地域職場の知人、友人、それから親戚関係者も入れることができる。男女の比率、大人子どもの比率は問わないという内容で行いたいと思います。競技

については、1チーム4名、300メートルトラックを9周、それから川沿い大回りコースを1周。それでチーム内で選手の出走順と、周回数を自由に設定することができるということで行いたいと思います。従いましてタイムについては、一律に速い遅いで決めるわけにはいきませんので、宣言タイム制ということで、チームの予想タイムを予め申告していただいて、実際のタイムとそのタイムの差により順位を決定するという方式をとる予定です。チーム数としましては、30チームを予定してございます。その他、参加費は無料、表彰については、上位3位と特別賞ということで考えてございます。こちらのほうについては11月1日号の広報で募集をかける予定です。私のほうからは、以上です。

**委員長** では、ご質問等ございましたらお願いします。最初に、4番目の共催と後援名義のほうです。

よろしいですか、共催・後援名義。これは9月受付ということでご報告されたわけですが、定例共催、新規後援、ご承認したということにいたします。

では5番目のほうの駅伝ですね。中学校対抗駅伝とファミリー駅伝と、両方の開催概要のご説明がありましたけど、では教育長どうぞ。

**教育長** ファミリー駅伝で、参加資格なのですが、「区内在住の」というのと、その1行下に「区外在住の親戚関係者も編入自由」ということになると、結果的にいろいろもうオーケーということなのかしら。それとも何かもう少し限定はやっぱりあるのでしょうか。

**社会教育スポーツ課長** これについては、区内在住の小中学生とその保護者ということで、これは必ず1名なら1名という形で入っていただくと。それからそれ以外の人については、これは地域職場と親戚関係も入ってもいいというようなことで考えてございます。

**教育長** 例えば僕と、僕は区内在住ですからね。それを例えば、武笠さんと僕が組んで、武笠さんのお子さんが2人が入って、走ってもいいわけですか。

**社会教育スポーツ課長** 子どもについては、区内在住を入れてもらうということで考えてございます。

**教育長** 子どもは区内在住に限定する、どこか別の所から連れてきちゃ駄目ということですね。

**社会教育スポーツ課長** そういう形で募集をしたいというふうに考えています。

**教育長** この子どもは、自分の子じゃなくてもいいの。

**社会教育スポーツ課長** ええ。それはちょっとあまり厳しく制限をしますと、この特色が失われるということもありますので、そこまでは考えてございません。

**教育長** 速そうな子を連れてきて一緒に走るとかね。これはタイムじゃないんだね、そうか。速そうな子を連れてこなくていい、なるほどなるほど。和気あいあい、趣旨は楽しく走りましょうで

すか。

**社会教育スポーツ課長** これは宣言タイムということなので、走る側にとって楽しさがあるというものです。宣言タイムどおりに走るためには練習をそろって重ねないと、なかなかピタリ合わせるのは難しいのではないかとということで、その辺りの効果といたしますか、それも、ねらっているということもございます。

**教育長** その気になればこのコース、事前に試し走りはできますかね。

**社会教育スポーツ課長** まだコースの詳細については発表してございませんけれども、この場所については開放の場所ですので、どなたでも自由に走って練習することはできます。

**大蔵委員** 中学校のほうの都立というのはどこですか。都立1校と書いてある。

**社会教育スポーツ課長** 都立については、この開催概要では参加を呼びかけたということですが、これは都立杉並ろう学校の中学部です。結果的に、参加はしないという今回の意向調査で上がってございます。

**教育長** 呼びかけたほうがいいですよ、それは。参加するといいいのに。もう1つだけ、1周りとするとファミリーコース、1人何メートルぐらい走ることになるのですか。

**社会教育スポーツ課長** あそこの1周のコースは300メートルのコースになります。

**教育長** その後に出て行きますね。

**社会教育スポーツ課長** 出ていったコースはですね。

**教育長** 皆で4人で分かち合うから、1人は大したメートルじゃない。

**社会教育スポーツ課長** これは自由に何回回るかというのは決められると、組み合わせは自由であるということです。

**教育長** 僕が走るみたいに見えるけれども、そういうわけじゃないですよ。

**委員長** 両方とも「雨天中止」と書いてあるのですけれども、あっさり雨降ったらやめるということですか。

**社会教育スポーツ課長** 時期的にも、この時期しかなかかなか難しいのが現状なのです。ですから、この時期にできなければ中止にしたいというふうに考えています。

**委員長** よろしゅうございますか。では、ご報告賜りました。

では最後に、6番目の「杉並区立中央図書館及び宮前図書館の臨時休館について」、図書館の次長からお願いします。

**中央図書館次長** それでは、特別整理等のための図書館の臨時休館について報告申し上げます。まず中央図書館ですけれども、今年の11月26日の火曜日から12月5日までです。理由としましては、特別整理と本の消毒のための燻蒸作業のため休館にするものです。

次、宮前図書館ですが、12月10日の火曜日から13日の金曜日まで。これについても、特別整理とトイレの改修工事のための休館です。周知方法については、10月17日付の教育委員会の告示と11月11日号の「広報すぎなみ」に掲載 予定です。以上です。

**委員長** では、ご質問等ございますか。特に問題ないようですので、承認させていただきます。

これで予定されました議案、報告事項含めてすべて終わりました。ほかに何かございましたら、お願いいたします。

**安本委員** お時間をお借りして申し訳ございませんけれども、少しお話をさせていただきたいことがございますので。

昨年の教科書採択時における私の言葉足らずで、軽率な発言により、多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省し、お詫び申し上げます。北朝鮮による日本人拉致問題は、国の主権や国民の生命と安全にかかわる重要な問題であるということを認識しております。朝、元気に出掛けていった子が、何の理由も前ぶれもなく家に戻らないという悲しくて、切ないことが起こることは絶対に許されることではないと思っております。小泉総理の北朝鮮訪問によりまして、一連の拉致事件について初めて真相の一部が判明し、大きな驚きと憤りを感じております。お帰りになられた皆様とご家族の再会の喜びを拝見いたしまして、今回お帰りになれなかった方々とそのご家族のお気持ちを思いますと、申し上げる言葉もございません。今後は、一日も早く拉致問題にかかわるすべての事実が判明し、行方のわからなくなっている方々が、ご家族のもとに戻れますよう、心からお祈りしております。お時間をおとりいたしまして、申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

**委員長** これをもちまして、第17回教育委員会を閉会にさせていただきます。ありがとうございました。